令和８年　第９回農業委員会議事録

令和８年９月２５日午前１０時００分に第９回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

１．招集した委員は次のとおりである。

１番　伊勢村　孝　之	２番　阿　部　真　一	３番　西　塚　喜　行
４番　髙　橋　　央	５番　五十嵐　弘　幸	６番　本　間　俊　悦
７番　星　川　智　一	８番　齊　藤　智　実	９番　星　川　孝　子
１０番　石　塚　　清	１１番　矢　作　廣　昌	１２番　近　藤　　剛
１３番　井　上　玲　子	１４番　井　上　大　輔	１５番　井　向　隆　文
１６番　黒　山　誠　悦	１７番　西　塚　孝　也	１８番　沼　澤　克　己
１９番　五十嵐　純　一		

２．遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番（　　）　番（　　）　番（　　）　番（　　）

《無断遅刻》

番（　　）　番（　　）　番（　　）　番（　　）

《通告欠席》

番（　　）　番（　　）　番（　　）　番（　　）

《無断欠席》

番（　　）　番（　　）　番（　　）　番（　　）

３．本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐　満徳	事務局長補佐	加藤　　誠
事務局主査兼係長	今田　純子	事務局主事	菅野　幹太

４．本会議の会議件数は次のとおりである。

報第１４号　　農地法第１８条第６項の規定による解約通知について

議第３２号　　農地法第３条の規定による許可申請について

議第３３号　　非農地証明願について

議第３４号　　尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について

議第３５号　　尾花沢市農用地利用集積等促進計画について

令和８年　第９回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和８年第９回通常総会を９月２５日（金）市役所大会議室において午前１０時００分より開会した。

（事務局　五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。伊勢村孝之会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗　読）

（事務局　五十嵐局長）

ご着席ください。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は１９名であります。よって農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（本間会長）

みなさんおはようございます。秋の収穫の時期に総会にご出席いただきまして、大変ご苦労様です。本来であれば稲刈りのほうがピークの時期になるんですけれども、悪天候のために多少遅れているかなというふうに感じます。それで作業をする際には、事故やけが等のないようにひとつお願いしたいと思います。今日は大変ご苦労様です。よろしくお願いします。

（事務局　五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長でありますが、農業委員会会議規則第５条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくお願いいたします。

（議　長）

これより令和８年第９回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、１２番近藤　剛委員、１３番井上玲子委員、以上の２名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告でありますが、この際、事務局長補佐をして報告いたさせます。事務局長補佐。

（事務局　加藤局長補佐）

それでは命によりまして、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

（以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。）

（議　長）

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

（なしの声あり）

（議　長）

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第１４号「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局　挙手）

（議　長）

今田主査。

（事務局　今田主査）

それでは、報第１６号「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書１ページから２ページをご覧ください。

案件は３件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、貸借契約を解約し同人へ売買するものが１件、未定が２件です。

以上で報告を終わります。

（議　長）

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第１０条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議　長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第１４号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議　長）

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第３２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（事務局　挙手）

（議　長）

今田主査。

（事務局　今田主査）

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が７件、賃貸借権の設定が３件です。個別の内容については資料のとおりですので省略し、譲り渡し人、貸し人側の事由の件数のみ読み上げます。

まず、３ページから６ページのNo.７までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが所有者の農業廃止によるものが３件、その他の贈与が２件、自作地相互交換が２件です。次に、６ページのNo.８からNo.１０までが賃貸借権の設定です。申請事由ですが所有者の農業廃止によるものが１件、労力不足によるものが１件、相手方の要望によるものが１件です。

No.１からNo.１０は、不許可要件である農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

（議　長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議　長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第３２号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議　長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第３３号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第２班主任、伊

勢村孝之職務代理の報告・説明を求めます。

（１番　伊勢村孝之委員及び事務局　報告・説明）

（議　長）

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議　長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第３３号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議　長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第３４号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第２班主任、伊勢村孝之職務代理の報告・説明を求めます。

（１番　伊勢村孝之委員　報告・説明）

（議　長）

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議　長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第３４号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議　長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定により、尾花沢市長に対し通知いたします。

次に議第３５号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（事務局　挙手）

（議　長）

菅野主事。

（事務局　菅野主事）

それでは、議第３５号尾花沢市農用地利用集積等促進計画について説明いたします。

議案書１９ページの促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、賃貸借設定が９件です。申請地は全て農振農用地区域内で 64,218 ㎡です。対象人数は、賃貸借が出し手８名、受け手８名になります。期間は、１件のみ５年の内容で、他の７件は１０年以上です。賃料の単価は矢越の未整備地域の反当たり 9,000 円が最安単価で、丹生の基盤整備地域が反当たり 17,000 円で最高単価です。

２０ページからは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

なお、個別状況の内容の右側の計画の始期ですけれども、半端な日付ではなくて、各月の１日付けになっているものですが、これは１０年以上前に設定した中間管理機構に貸し借りしたものが満了を迎えて、今回再設定となった案件です。つまり、今月の案件は新規

のものはなく全て再設定のものになります。

これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の１号から６号までの各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議をよろしくお願いいたします。

（議　長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議　長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第３５号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議　長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和８年第９回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前１０時２１分　以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和８年９月２５日

尾花沢市農業委員会

議　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿